

民生局こども家庭支援センター監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年4月17日から同年6月26日まで

3 監査の対象及び範囲

民生局こども家庭支援センターの所管に属する令和5年4月1日から令和6年2月29日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日

数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、第1回社会的養育推進計画策定検討部会委員報酬について、令和5年8月17日開催分の報酬が同年10月5日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(こども家庭支援課)

(2) 契約に関する事務

児童福祉法の規定に基づく家庭裁判所への審判申立事件に係る委任契約書について、事件本人の氏名が誤って記載されていた。また、当該契約の委任者である横須賀市長の印が押印されていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(児童相談課)